

# 「ドレッシング類の表示に関する公正競争規約(案)」に関する意見書

平成 19 年 1 月 17 日

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1  
中央合同庁舎第 6 号館 B 棟  
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部  
消費者取引課 公聴会ご担当者 御中

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-3-9  
日本橋三英ビル 3 階

日本食品添加物協会  
会長 鈴木 武  
電話 03-3667-8311

意見陳述希望者 専務理事 <sup>たかの やすし</sup>  
高野 靖

当協会は、日本国内で食品添加物を製造、輸入、販売、使用する企業及び団体によって組織されています。会員各社に対しては行政情報を伝えるとともに、食品添加物の製造、販売、使用についての正しい知識の普及をはかり、また一般消費者に対しては、安全性と有用性についての理解を求める活動を行うことで、食品関連業界の健全な発展と一般消費者の食生活、公衆衛生の向上に寄与することを目的にしています。

このたびの「ドレッシング類の表示に関する公正競争規約(案)」に関し、下記の意見を提出しますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

## 記

### 1. 「第 5 条 (特定用語の使用基準) 第 5 号「無添加」又はこれに類似する用語」について

#### (1)意見

ドレッシング類の表示に関する公正競争規約(案)の「(特定用語の使用基準) 第 5 条 事業者は、ドレッシング類の取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。(5)「無添加」又はこれに類似する用語」は、第 6 条 (不当表示の禁止) の事項にして戴き、かつ用語の使用を全面的に禁止して戴きたい。

## (2)理由

- ① 特定用語の使用基準には、「手造り」、「特選」、「高級」等がありますが、これらの用語と「無添加」又はこれに類似する用語が同様の扱いをされていることは、食品添加物や特定の食品原材料を使用しないものがあたかも優良であるかの如き誤認を与える恐れがあります。

また、「特定の食品添加物無添加」の表示については不明確であり、特段の禁止規定が無いと解される恐れもあるものと考えられます。

そもそも食品の表示は、「食品添加物や特定の食品原材料無添加」の表示のように敢えて使用していないものを表示するのではなく、使用した食品添加物や食品原材料を正しく表示することこそが、本来の表示のあり方であると考えます。

食品添加物は、厚生労働大臣が人の健康を損なう恐れがないものとして認めたものであり、法律に基づき適正に使用する限り、安全性に問題がないことはもちろんのこと、ほとんどの加工食品には無くてはならない有用なものです。

一般消費者が食品添加物に対して不安を抱いているのは残念ながら否めない事実です。しかし、公正取引委員会としては、ドレッシング類メーカーの食品添加物忌避心理をそのまま受け入れるのではなく、食品添加物は科学的な根拠に基づき安全性に問題はなく、適正使用を推進していることを説明することが本筋であると考えます。

- ② また、JAS法の「ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準」においても、「無添加」表示を認める規定は無く、根拠に乏しいものと考えます。
- ③ さらに公正競争規約施行規則(案)で、「食品衛生法に定める添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、キャリーオーバー及び加工助剤に該当する場合を含む。）を一切使用していないことを確認できる場合でなければ、表示することはできない。」とあり、すなわち「食品添加物無添加」ドレッシング類とは、購入した原材料、その元原材料等も含め全ての原材料について、その製造工程で食品添加物を一切使用されていないとすべきであり、食用植物油や醸造酢の製造工程で使用される加工助剤はもちろん、しゅうゆ、砂糖、たん白加水分解物、植物エキス類等の製造工程で使用される加工助剤の使用も全て規制の対象にする必要があると考えます。

しかしながら、これら全てについて監視指導を厳格に実施するのは極めて困難であるものと考えます。

従って「無添加」又はこれに類似する用語は、第6条（不当表示の禁止）に入れるべき事項であると考え、かつ「無添加」又はこれに類似する用語の使用を全面的に禁止して戴きたいと考えます。

以上